

〈事業報告書等提出書の様式〉

別記第5号様式の3（第2条関係）

令和4年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 双葉の露
代表者の氏名	佐 藤 俊 光
電話番号	080-2864-0635

事業報告書等提出書

次に掲げる前事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条・第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法第29条）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（備考）

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 3 この提出書による事業報告書等の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として上記1から6までの書類の写し〔各2部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第6号）。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、当該写しの添付を要しない。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

（日本工業規格 A4）

令和3年度事業報告書

2021年4月 1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 双葉の露

1 事業の成果

Bau集団が提唱する「建築と福祉の融合」は建築士として福祉団体各位に福祉事業の中で建築の役割を理解頂く事が重要で有り多くの講習会、講演会に参加したり開催する事で徐々に浸透している事を実感しています。市民に対しては建築士の敷居を下げなければならぬのを実感している中で、建築全般において、価格、業務全ての面で実践的に普及させる途についたと認識できてきた、福祉用具レンタル事業も含め、原価と経費による価格設定の理解が徐々に進行して来ている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
重要文化財の利活用に関する事業		別紙				
周知に関する事業		通年				
維持管理に関する事業		通年				

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の人数	支出額 (千円)
	行わない				

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施月日、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施月日、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。
- 6 事業の支出額は、活動計算書の事業費との整合性を図る。

第1号議案 2021年度事業活動報告に関する件

コロナの影響により、アピールも行わず無理な一般開放をしませんでした、利用者の依頼のみ対応する事とした。

1.重要文化財「双葉幼稚園園舎」の利活用に関する事業、改修計画作成事業

- 1) 「非常事態宣言」「まん延防止」の期間は一般開放を実施しなかった。
- 2) WOWOW 「優しいスピッツ」の収録に全面協力する。今年度の100年記念イベントに「スピッツ」関連イベントを実施する。

2.周知に関する事業

- 1) 写真葉書を募金者に贈呈を昨年に引き続き行う。
 - ① 見学者が少ない割に 59,500 円の募金があった。
- 2) 一般開放事業
 - ① 一般開放 18 日間で 214 名の見学者があった。

3.建物の維持管理に関する事業

- 1) 緊急な建物修繕、周辺環境の整備
 - ② 垣根の整備 1回
 - ③ 芝刈り 6回
 - ④ 倒木が有り、支障となる立木の伐採残材の処分を行う。
 - ⑤ 星槎高校の生徒ボランティアにより花壇の作成やチューリップの植替えを行う。
- 2) 園舎見学及び使用団体に付いて
 - ① 光南小学校4年生 写生授業と見学を行う【見学者に含まず】
 - ② 青年会議所での縁覚が有り

4.資料・備品の整備事業

- 1) 資料及び備品の整理及び展示を進める。

5.理事会開催に付いて

- 1) 総会開催準備の理事会を含め6回の開催をする。

参考様式（法第28条第1項）

令和3年度活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 双葉の露

(単位：円)

科目		金額		
Ⅰ 経常収益	1.受取会費			
	個人正会員 42名 42口	420,000		
	個人協賛会員 21名 28口	56,000		
	法人協賛会員 3社 3口	60,000	536,000	
	2.受取寄附金			
		100,000	100,000	
	3.受取助成金等			
	4.施設維持協力金	48,051		
	5.その他収益 募金	59,500		
			107,551	
経常収益計				743,551
Ⅱ 経常費用	1.事業費			
	施設整備費	494,821		
	宣伝広告費	0		
	イベント費(一般公開管理費含む)	194,260		
	会員増強費(郵便代含む)	0		
			689,081	
	総会費及び会議費	47,107		
			47,107	
	事業費計			736,188
	2.管理費			
	会議費	0		
	水道代(電気代は無し)	4,659		
	通信費(携帯電話、郵便代)	81,293		
	振込料	10,559		
	事務用品費	44,602		
	管理費計		141,113	141,113
	経常費用計			877,301
当期経常増減額				△ 133,750
経常外費用計				
	税引前当期正味財産増減額		△ 133,750	
	法人税、住民税及び事業税			
	当期正味財産増減額		△ 133,750	
	前期繰越正味財産額		321,883	
次期繰越正味財産額				188,133

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

参考様式（法第28条第1項）

令和3年度 財産目録
令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 双葉の露
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	23,189		
銀行普通預金	74,235		
帯広信用金庫			
ゆうちょ銀行	28,867		
ゆうちょ銀行 振り込み用	61,842		
未収金			
事業未収金			
流動資産合計		188,133	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
長期借入金			
銀行借入金			
固定負債合計			
負債合計		0	
正味財産			188,133

会計監査報告

監査を実施した結果、
事業報告書及び財務諸表はいずれも正確にして適法であることを認めます。

令和4年4月 日

監事 上 徳 善 也



参考様式（法第28条第1項）

令和3年度 貸借対照表
令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 双葉の露
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	188,133		
未収金			
流動資産合計		188,133	
2.固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計			
固定資産合計			188,133
資産合計			
II 負債の部			
1.流動負債			
流動負債合計			
2.固定負債			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	321,883		
当期正味財産増減額	-133,750		
正味財産合計		188,133	
負債及び正味財産合計			188,133

第3号議案 2022年度活動計画書に関する件

コロナの影響を考慮し拡散を助長する活動は控えます。

1. 利用活用に関する事業

1) 一般開放に関する事業・・・担当を佐々木理事とする。

① 例年通り4月29日～10月31日迄行う。

② 入園料の徴収を行う

大人	300円
----	------

10人以上の大人団体	200円
------------	------

高校生以下	無料
-------	----

③ 毎週 火・水曜日を休館日とし開園する。

④ 管理者は50,000円／月で常駐者を配置する。

⑤ 土日祝日は理事、会員の補助者を配置し2名体制で行う。イベント開催時は別途検討とする。

2) 100年記念イベントの開催

① 「優しいスピッツ in futaba」 4月29日～5月8日

② 「お花生け きとと展」 6月24日～6月27日

③ 夏祭り 8月20・21日

④ 秋祭り 9月23日～24日 二建会 星槎高校

⑤ 夫々に宣伝やパンフ作成を行う。

⑥ 夏祭りは協働開催者募集中です 会員各位の協力をお願い致します。

⑦ パンプの掲載可能の方も連絡下さい。必要枚数をお送りします。

3) 一般開放時の予約利用について

① 別紙申込書による【別紙同封します】。

4) 公開生放送に付いて

① 夏祭り若しくは秋祭りに於いて、FM ウイングの公開生放送を計画しています。番組スポンサーを募集しています。1口 20,000円
番組内で宣伝を行う。

2. 周知に関する事業

- 1) パンフレットの配布
 - ① 協力者の確保
 - ② パンフレット常設場所の確保・・・会員の協力をお願い致します。
- 2) ホームページのアップ
3. 運営管理に必要な資金確保
 - 1) 法人協賛会員の確保・・・会員増強に会員各位の協力が必要
4. 改修計画作成と改修・・・昨年はコロナで実施出来なかったので今年は少しでも前進させたい。
 - 1) 改修工事着手迄の手順方法について、市教委に伺いをたてる。
 - 2) 改修カ所の把握、文書のまとめ。
 - 3) 改修概略の把握(総予算の把握を行い、最終負担分の未通し予測する。)(改修資金の集散方法)
5. 保存された資料の調査研究
 - 1) ショーケース、展示額、解説用パネル、展示室の遮光、防犯等は寄付金を充当する。
 - 2) 順次進めます。
6. 敷地の維持管理
 - 1) 垣根の整備、芝刈りの実施
 - 2) チューリップ、水仙、クロッカス等整備・・・星槎高校の生徒の協力(会員の参加をお願い致します。)
7. 関係機関・団体及び企業との連絡・協調及び協働
 - 1) 随時実施する。
8. 法人に必要な資料の編纂及び刊行
 - 1) 調査報告書の増刷は先行投資資金確保後とする。
 - 2) 写真葉書は募金者や来場者プレゼント用に増刷する。(1枚20円の印刷代)、3種類に対し、100円の募金で

参考様式（法第28条第1項）

令和4年度 活動予算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	金額			備考
I 経常収益				
1. 受取会費				
個人正会員 42名 42口	420,000			
個人協賛会員 21名 28口	56,000			
法人協賛会員 3社 3口	60,000	536,000		令和3年度入金実績
2. 受取寄附金	50,000	50,000		
3. 受取助成金等				
4. 事業収益 施設維持協力金	100,000			イベント等収入
入場者 1200名	360,000			入場者収入
5. その他収益 募金	120,000	580,000		昨年の倍額
6. 前年度繰越金	188,133	188,133		
経常収益計			1,354,133	
II 経常費用				
1. 事業費				
1. 利用活用に関する事業				
100年イベント	100,000			ポスター、広告費、椅子10脚
機器購入	70,000			2台
ピアノ調律	25,000			硝子清掃
園舎美装	30,000			50,000/6カ月+200,000
一般開放管理費	500,000	725,000		
2. 周知に関する事業				
パンフの作成	35,000			
ホームページ保守管理	15,000			
5. 保存された資料の調査研究	10,000	60,000		
6. 敷地の維持管理				
園庭整備【花壇、伐採】	200,000			1回
垣根整備	75,000			5,000×6回
芝刈り	30,000			
火報点検	25,000			
8. 法人に必要な資料の編纂及び刊	10,000	340,000		
事業費計			1,125,000	
2. 管理費				
会議費	50,000			
水道代(電気代は無し)	12,000			
通信費(携帯電話、)	25,200			携帯 2100×10
(郵便代)	55,000			郵送 150名×3回
事務用品費	50,000	192,200		用紙、インク代
雑費	36,933	36,933	229,133	
管理費計				
経常費用計			1,354,133	
当期経常増減額			-188,133	

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

前事業年度の年間役員名簿

令和3年4月 1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 双葉の露

役職名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受け た 期 間
代表理事	佐藤俊光		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
副代表理事	萩原一宏		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
副代表理事	佐々木源市		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
監 事	上徳善也		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	川田ノリ子		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	河西道世		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	川村善規		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	齋川誠太郎		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	佐藤悦弘		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	高橋知行		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし
理 事	土橋麻美		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	なし

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員について記載し、「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員のみについて記載する。
- 5 「就任期間」「報酬を受けた期間」については、前事業年度期間中の該当する期間を記載する。

(書式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 双葉の露

氏 名	住 所 又 は 居 所
佐藤俊光	
萩原一宏	
佐々木源市	
上徳善也	
川田ノリ子	
河西道世	
川村善規	
齋川誠太郎	
佐藤悦弘	
高橋知行	
土橋麻美	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。